

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（共通事項）

	質問	回答
1	申請書は県に提出するのか。	原則として、申請は電子データに必要項目を入力の上、申請書データを福岡県国民保険団体連合会に提出します。 ただし、福岡県国民保険団体連合会に登録している給付費の振込口座が債権譲渡している場合は、申請書データを県（障がい福祉課障がい福祉サービス指導室）に申請をする必要があります。
2	申請したらどのくらいで支払われるのか。	申請した月の月末までの受付で、翌月末払いが基本となります。
3	どの振込口座に入金されるのか。	介護等給付費が振り込まれている口座に入金されます。
4	給付費の振込口座が債権譲渡されている場合、国保連では受付できないとのことだが、その場合はどうなるのか。	電子データに必要項目を入力の上、申請書データを県（障がい福祉課障がい福祉サービス指導室）に提出します。 その際、振込口座を債権譲渡されている口座以外で申請をするようにお願いします。
5	「慰労金」と「支援金」は一緒に申請しないといけないのか。	審査事務の効率化を図り、迅速な支払いを行う観点から、できる限りまとめて申請していただくようお願いいたします。 ただし、やむを得ず、別に申請する必要がある場合は、受け付けることは可能です。
6	慰労金の対象者に漏れがあったため、追加で申請することは可能か。	可能です。ただし、審査事務の効率化を図り、迅速な支払いを行う観点から、できる限り漏れがないよう事前の確認をお願いします。
7	「感染対策徹底支援事業」「環境整備助成事業」などの物品購入等が対象となるものには、購入した後に申請するのか。購入前に出すのか。	どちらでも対応可能です。令和2年4月1日以降に購入・実施等したものであれば対象となりますので、既に購入・支払済みのもので申請することができます。また、購入前の支出予定額でも申請することができます。
8	マスク等を購入したが、領収書等をなくして金額が分からない場合はどうしたらいいか。	領収書がない場合や支払額がわからない場合は助成対象とすることができません。実績報告の際に、領収書等の提出を求める場合がありますので、必ず支出証拠書類は保管をしてください。
9	事業所を6月末に廃止したが、職員の慰労金の支給や既に購入した衛生用品等の経費の申請をすることができるか。また、その場合、どこに申請をするのか。	申請可能です。申請の提出先は、事業所の廃止前に福岡県国民保険団体連合会からの給付費の振込口座がどのような状況にあるかによって判断してください。 ①振込口座が閉鎖されていない場合 →福岡県国民保険団体連合会に申請 ②振込口座が閉鎖されている場合 →県に申請

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（共通事項）

	質問	回答
10	「障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」と「障がい福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」の違いが分からない。	対象経費は重複するものがあるが、それぞれ目的が異なるものであり、例えばサービス継続支援事業は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象としています。各補助金・交付金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した事業を選択していただくようお願いします。
11	複数の都道府県で事業所を運営しているが、申請はどのようにしたらいいのか。	事業所が所在する都道府県ごとに分けて申請してください。
12	多機能型事業所の場合、提供サービス（プルダウンから選択）でサービスを1つしか選べない。個票をサービス毎に複数作成するのか。	多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合は、該当するいずれかのサービスを1つ選択し、個票は1枚のみ作成してください。
13	多機能型事業所の場合、どちらのサービスを選ばないといけないなどのルールはあるのか。	衛生用品等の購入費などを助成する感染対策徹底支援事業の上限額がサービスによって異なります。額を確認していただいた上で、利用者がいれば、どちらのサービスを選択していただいても構いません。
14	多機能型事業所の場合、感染対策徹底支援事業の上限額が生活介護（75万7千円）と就労継続支援B型（35万3千円）と生活介護の方が高いが、高い方を選んでもいいのか。	選択するサービスの利用者がいれば、どちらのサービスを選択していただいても構いません。
15	多機能型事業所の場合、定員や職員はそれぞれで指定・配置をしているが、個票にはどのように入力したらいいのか。	事業所で合算した人数を入力してください。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
1	<p>どのサービスを実施している事業所が対象なのか。</p>	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○障がい者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p> <p>○重度障害者等包括支援事業所</p> <p>※障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。</p> <p>（市町村事業） 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援</p> <p>（都道府県事業） 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p>
2	<p>この事業の概要を教えてください。</p>	<p>障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対し、20万円又は5万円の慰労金を給付するものです。</p>

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
3	20万円を支給される職員と5万円を支給される職員の違いを教えてください。	<p>○利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>①訪問系サービス 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員（20万円）</p> <p>②その他の事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日）以降に当該施設・事業所で勤務した職員（20万円）</p> <p>③それ以外の職員 1人5万円を給付</p> <p>○上記以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員（5万円）</p>
4	申請は、各職員がそれぞれ行うのか。	法人で支給対象者である職員の条件等を確認の上、対象者の名簿を取りまとめの上、申請をしていただきます。
5	支給をそれぞれの職員の口座に直接振り込んでもらえないか。	対応できません。
6	どの期間で勤務した場合に支給対象者となるのか。	支給対象施設・事業所において勤務した日が、始期（2/20）より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上ある必要があります。
7	勤務日をカウントする際の「始期」はいつからなのか。	本県での「始期」は、新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日のため、2/20となります。
8	有給休暇で出勤していない日も勤務日となるのか。	年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
9	6月22日以降に勤務を開始した(勤務日が10日未満になるもの)職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのか。	お見込みのとおりです。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
10	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるか。	どの慰労金で支給を受けるかは申請する法人) の判断となりますが、慰労金の支給は1人につき1回に限ります。
11	障がい福祉サービスと地域生活支援事業の両方を実施している事業者は、障がい福祉サービス事業者として一括して国保連に請求するやり方でよいか。	効率的かつ迅速な支払いのため、同一法人で障がい福祉サービスと地域支援事業を実施している場合、可能な限り、障がい福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業で該当する対象者も盛り込んでいただくようお願いします。
12	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、施設管理者や事務職員、調理員、栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象に含まれるか。	含まれます。
13	利用者と接する職員とは事務職員や調理員でも利用者と接する可能性があれば対象となるのか。 (接した職員だけが対象か。)	接する可能性があれば対象となります。 なお、明らかに接することのない職員は対象外です。
14	支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとされているが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするのか。 例) 4/10 17時00分～4/11 9時00分の夜勤勤務	2日間とカウントします。
15	新型コロナ発生又は濃厚接触者に対応した事業所等に勤務する職員のうち、給付額が20万円ではなく5万円となるのは、訪問系サービスに勤務し、感染者又は濃厚接触者以外の利用者のみサービスを提供していた職員等、訪問系サービスに限定されるということによいか。	訪問系サービスについてはお見込みのとおりです。 なお、その他のサービスについては、新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者発生日前のみ勤務していた職員は5万円となります。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
16	対象期間に10日以上勤務していたが、現在、障がい福祉サービス事業所を離職しているが、10日以上勤務等の要件を満たしているかの確認をどのように行うのか。	元の勤務先からの就労証明により確認します。
17	7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となるのか。	当該事業の勤務日数に含まれるのは、6月30日までとなり、7月1日以降は勤務日数に含まれません。
18	同一施設で、感染した利用者等と接した職員と接しなかった職員がいた場合は金額が異なるのか。	訪問系サービスは感染した利用者は又濃厚接触者である利用者との接触により金額の違いが生じますが、その他のサービスは違いは生じません。
19	自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいか。	可能です。ただし、利用者と接していることが必要です。
20	支給対象職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのか。	含まれます。
21	業務委託受託者も対象となるとのことだが、業務委託内容について具体的な要件はあるのか。	利用者とは接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、事業所において個別にご判断いただくこととなります。
22	慰労金については対象期間が6/30までとなっているが、7月以降に感染者が発生した場合、慰労金が5万円から20万円に変わることはありうるのか。その場合、再申請することになるのか。	対象期間内で5万円又は20万円の判断を行うこととなります。
23	派遣労働者や業務委託受託者の労働者はどのように慰労金を支給することになるのか。	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
24	慰労金の支給について、「利用者と接する」はどこまで含まれるか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となるのか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。 また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。
25	慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか。	居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
26	慰労金について、ボランティアも対象となるか。	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務委託受任者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
27	(様式3)職員表の「支払実績」は空欄でいいのか。	実績報告の際に入力していただく欄ですので、申請時は空欄で提出してください。
28	ホームページに掲載されている代理受領委任状(例)の氏名の所に印鑑は必要ないのか。	委任状としては、自署による署名で構いません。 ただし、法人として、押印をしたものの方が望ましいと判断する場合は、押印をする仕様に様式を変更することも可能です。

障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○障がい者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p>
2	この事業の概要を教えてください。	対象事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成するものです。

障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

	質問	回答
3	<p>かかりまし経費とはどのようなものなのか。</p>	<p>感染症拡大防止のために、通常のサービス提供で必要なもの以上に購入・実施等をするものが対象です。</p> <p><対象経費の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・ (研修受講等に要する) 旅費、宿泊費等 ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用 ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用 ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・ 自動車の購入又はリース費用 ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金 ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
4	<p>既に3月に購入・実施等をしたものは対象となるのか。</p>	<p>令和2年4月1日以降に購入・実施等したものに限ります。</p>
5	<p>多機能型事業所（生活介護と就労継続支援事業所、児童発達支援と放課後等デイサービスなど）はそれぞれの基準単価の合計額を算定できるのか。</p>	<p>多機能型事業所は該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることとされています。</p>

障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

	質問	回答
6	計画相談支援・障がい児相談支援のように多機能事業所ではないものの、同一事業所で従業員の兼務等が認められる事業所については、各サービスの基準単価の合計額を算定できるのか。	それぞれ基準単価まで交付可能とします。
7	同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（例：居宅介護、重度訪問介護）、上限額は別表の合計額となるのか、それともいずれか高い方の額となるのか。	複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。
8	<多機能型簡易居室について> 備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はあるか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断いただきたい。
9	<多機能型簡易居室について> 保管庫としてのみ使う場合も対象となるか。	倉庫として設置することは可能であるが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
10	<多機能型簡易居室について> 現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、多機能型簡易居室として感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能か。	既存施設の改修は本事業の対象外となります。
11	<多機能型簡易居室について> 感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要があるが、当該費用も対象となるか。	多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。

障がい福祉サービス再開に向けた支援事業（①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業）

	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援</p>
2	この事業の概要を教えてください。	対象事業所等が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成するものです。
3	利用再開支援とは、どのような内容を実施する必要があるのか。	<p><具体的内容></p> <p>○計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者（当該事業所を利用していた利用者で過去 1 か月の間、当該在宅サービスを 1 回も利用していない者）に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認（1 回以上電話または訪問を行うとともに、記録する）を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。</p> <p>○上記サービス以外（在宅サービス）の事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整（1 回以上電話等により連絡）を行う。</p>

障がい福祉サービス再開に向けた支援事業（①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業）

	質問	回答
4	<p>「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していただけ過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。</p> <p>例1) 4/15～利用休止 →5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月超)</p> <p>例2) 4/15～利用休止 →5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、利用再開まで1ヶ月超)</p>	<p>例1は対象となりますが、例2については利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。</p>
5	<p>「必要な対応を行う」「調整を行う」とあるが、その記録の有無は要件ではないのか。 (「健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認」の場合は、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することが要件となっている。)</p>	<p>必要な対応や調整を行った場合の電話等による連絡を記録することまでは求めています。</p>
6	<p>「在宅サービスの利用を休止している利用者」とは、事業所が電話等の代替的サービスの提供を行い、報酬算定をした通所を控えた利用者は該当しないということでよいか。</p>	<p>休止とは、通所していないことを指します。通所を控えた利用者に対する支援も対象となります。</p>

障がい福祉サービス再開に向けた支援事業（②在宅サービス事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業）

	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援</p>
2	この事業の概要を教えてください。	対象事業所等が、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成するものです。
3	どのような内容を実施する必要があるのか。	<p>3密を避けるために、購入・実施等をするものが対象です。</p> <p><対象経費の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長机、飛沫防止パネルの購入費 ・ 換気設備の購入及び設置に要する経費 ・ 電動自転車等の購入又はリース費用 ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・ 感染防止のための内装改修費
4	既に3月に購入・実施等をしたものは対象となるのか。	令和2年4月1日以降に購入・実施等したものに限りません。